

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成28年3月30日
()
規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（平成28年富士市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進重点区域の指定)

第2条 条例第12条第1項の規定による美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）の指定は、次の各号のいずれかに該当する区域について行うものとする。

- (1) 人の往来が多く、吸い殻、空き缶等の投棄又は飼い犬等のふんの放置が著しい区域
- (2) 地域の歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい快適な生活環境を保全するため、特に吸い殻、空き缶等の投棄又は飼い犬等のふんの放置を未然に防ぐ必要があると認める区域
- (3) その他市長が特に必要と認める区域

(重点区域の指定の申出)

第3条 条例第12条第3項の規定により重点区域の指定を申し出ることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、おおむね小学校の通学区域をその活動の範囲とするもの
- (2) その他定款、規約、会則等の定めを有する団体で市長が特に必要と認めるもの

2 条例第12条第3項の規定による申出は、申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (2) 団体の構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (3) 重点区域の指定を申し出る区域の位置図及び区域図

(重点区域の指定等に係る告示)

第4条 条例第12条第6項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重点区域の名称
- (2) 重点区域の指定の期間（条例第12条第2項の規定により期間を定めて行う場合に限る。）

(3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又は重点区域の指定を解除した範囲
(勧告)

第5条 条例第14条の勧告は、勧告書(第2号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第6条 条例第15条の規定による措置命令は、措置命令書(第3号様式)により行うものとする。

(公表の方法等)

第7条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を富士市公告式
条例(昭和41年富士市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行う
ものとする。

- (1) 違反者の住所及び氏名
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 措置命令の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書の様式)

第8条 条例第17条の身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

申 出 書

年 月 日

（宛先） 富士市長

団体名

申出者 所在地

代表者氏名

次のとおり美化推進重点区域の指定を申し出ます。

指定を申し出る 区域の名称 (行政区、町名等)	
申出の理由	

勸告書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例第14条の規定により、次のとおり勸告します。

違反行為の内容	
勸告事項	

備考 この勸告に従わないときは、富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例第15条の規定により、必要な措置を執るべきことを命ずることがあります。

措 置 命 令 書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例第15条の規定により、次のとおり措置を講ずるよう命令します。

違反行為の内容	
命 令 事 項	

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として提起することができます。
- 2 この命令に従わないときは、富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例第16条の規定により、その事実を公表することがあります。

第4号様式（第8条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例第14条及び第15条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員であることを証する。	
	年 月 日
	富士市長 印

55ミリ
メートル

91ミリメートル

（裏面）

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（抄）
（吸い殻、空き缶等の投棄の禁止）
第8条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において吸い殻、空き缶等を投棄してはならない。
（飼い犬等のふんの放置の禁止）
第9条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において飼い犬等のふんを放置してはならない。
（指導又は勧告）
第14条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
（措置命令）
第15条 市長は、違反者が前条の指導又は勧告に従わないときは、当該違反者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
（身分証明書の携帯等）
第17条 第14条及び第15条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。